

永久保存
年 年

月 月
まで から

覚書関係

第
●
冊

国立公文書館

分類	厚 労 省
	平成12年度
排架番号	つくば書庫 5
	5-56
	63

0 1 2 3 4 5 6 7 8 9 10 11 12 13 14 15 16 17 18 19 20 21 22 23 24 25 26 27 28 29 30 31 32 33 34 35 36 37 38 39 40 41 42 43 44 45 46 47 48 49 50

指令作名及年月日

採リタル措置ノ概要

衛生

昭和二〇・九・二二
公衆衛生対策ニ関スル件

復員軍人軍属及一般民ノ内地ニ引揚ニ關スル海港檢疫ノ厚生
省ニ於テ一元的ニ實施スルコトト 從來ノ陸海軍檢疫所ハ
ノノ要員ト共ニ之ヲ厚生省ニ移管スルト共ニ運輸省關係ニ
係ル檢疫所ニシテ今回ノ引揚者檢疫實施スルタメ擴充ヲ必
要トスル檢疫所ハ厚生省ニ於テ之ヲ擴充、運営シ運輸省ヲ
シテ協カセシムルコトトセリ

昭和二〇・九・二二
日本公衆衛生情報ニ關スル件

入院患者等ノ通報 衛生局長ヨリ各地方長官宛提出セシム
ル様通牒ス

昭和二〇・九・二二

公衆衛生対策ニ關スル件
一直子ニ左ノ處置ヲ採ルベシ
(一)各縣毎ノ傳染病ノ通報
(二)傳染病患者及疑似患者ノ檢
査隔離入院

九月一日以降前報ヲ廢止シ土曜日ヲ以下終ル週報ニ改ム
本件ニ關シテハ毎週全曜日前週分ヲ取纏メ司令部官署
衛生部ウイヨリ中佐ニ報告スルコトトス
本件ニ關シテハ既ニ從來ヨリ突如中毛ヲ更ニ之ガ
徹底ニ關シテ指示ヲ行ヒタリ

指令件名及年月日

採リタル指 遺ノ概

一 一般民衆ノ健康ニ對シ特ニ
影響ヲ有スルト思惟セシ
ル疾病ニ對スル豫防注射
昆蟲駆除及撲滅策

二 日本國民ノ花柳病撲滅ニ特ニ
努カスベシ不事業ハ既存ノ日
本ノ機關ニ依リナサルベシ

昭和ニ〇一〇一ニ
日本ニ於ケル麻薬ノ生産ト記
録ノ統制ニ關スル件

昭和ニ〇一〇一六
花柳病対策ニ關スル件

昭和ニ〇一〇一ニ

本件ニ關シハ既ニ從來ヨリ實施中ノモノナルモ之ヲ
徹底ニ關シ指示ヲ行ヒタリ

特殊従業婦ノ檢診ノ強化ヲ図ルト共ニ日本医療團ヲシテ花
柳病ヲ主トセル診療所ヲ設置セシメ一般國民ノ性病豫防ト
特殊従業婦ノ治療豫防ニ當ラシム

目下省令案考究中

十月十六日接受セル本覽書ニ基キ花柳病豫防ニ關スル法令
ヲ公布シ花柳病豫防法持例制定シ本件ニ關スル司令部並
給官ハワイリアム中佐(ゴントン中佐)

十月十九日理面及内容實質朋ノ倫若林 保見技師司令部

阿片及麻薬ノ生産ノ禁止ニ關
スル件

頭ウイリハ大佐及スペア一中尉ニ面接、阿片薬取引ノ防
止ノ目的ヲ以テ墾粟ノ栽培ヲ中止セシムルコトノ旨ノ回答
アリ

十月二十五日衛生局長、保見技師司令部へ出頭シオランダ
中佐、スペア一中尉ニ面接、地ニ於ケル麻薬製造

ハ医療上不可缺ニ付引續キ許可セラレダキ旨ヲ陳情セルニ
本指令ハ麻薬ニ關スル第一指令ニシテ今後必要ニ應ジ引續
キ指令スルヲ以テ其都度之ニ従ハレタキ旨ノ回答アリタリ
故ニ右指令ニ依リ指示セラレタル墾粟栽培ノ禁止各製造業
者ノ製造中止ニヘロイントノ全面的の使用禁止ニ付、夫々關係
方面へ通達セリ

十月二十七日右当方ノ採リタル措置ニ關シ司令部宛回答ヲ
配ス

各所管課ヨリ資料ヲ綜合シ、爆撃調査團ヲトムルニ、宛報告
セリ

昭和ニ〇一〇一ニ
公衆衛生ニ關スル行政機構、
研究機關及其ノ人員施設ニ關
スル調査

指令件名及年月日

採リタル措置ノ概

昭和三〇・一一・一五
X線装置移管ニ関スル件

各方面ト接歩ノ上一月八日迄ニ夫々移管シ、司令部ウキリ
ヲム中佐ニ報告セリ

昭和三〇・一一・二七
防空医療救護機構ニ関スル件

要図ヲ爆撃調査団ニ翻譯提出

昭和三〇・一一・一〇
病院ノ寫眞撮影ニ関スル件

爆撃調査団コレ一六尉、山口技師其他ニヨリ夫々撮影完了
セリ

昭和三〇・一一・一四

病院ニ於ケル医薬品衛生資材
燃料食物攝取状況調査

夫々調査ノ上十二月二十八日迄司令部フルトン中佐ニ報告

病院施設ノ開設ニ関スル件

医療局病院人事ニ関スル件

十二月二十四日司令部フルトン中佐ニ意見書提出、尚一月
十一日本件ニ関シ日本医療団ノ採リタル措置ヲ通報セリ

病院勤務歯科医師数ニ関スル
件

右同十二月二十八日司令部ニ報告

昭和三〇・一一・一五

國民医療法中一部ノ翻訳ニ
スル件

英文ニテ翻訳司令部マクドナルド中佐ニ提出セリ

昭和三一・一一・一七

医薬学圖書購入ノ件

司令部エヴァンス中佐ヨリ購入見込立チタル旨通報アリ如
理済

昭和三〇・一一・二二

塩酸ヘロイン及其ノ製劑ノ所
有等禁止及没収ニ関スル件

昭和三〇・一一・一九
各地方長官宛所在該当物ノ没収及保管方電報

昭和三〇・一一・二二

聖骸藥ニ對スル麻薬製造禁止
指令違反ニ関スル件

昭和三〇・一一・二二
遺徳ノ旨回答 C.L.O.經由

昭和三〇・一一・二二

昭和三〇・一一・二二
右事件ニ関スル経過及関係者処罰